

奈良市公報

号外第10号 令和3年7月規則等

令和4年6月20日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
7 29	30	奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則	人事課
7 29	31	奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則及び奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則	保健衛生課
7 29	32	奈良市介護保険規則の一部を改正する規則	介護福祉課

教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
7 28	9	学校教育法施行細則の一部を改正する規則	学校教育課
7 28	10	奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一条高等学校

議 会

月 日	番号	件 名
7 30	2	奈良市議会議員のき章はい用規程の一部を改正する規程

正 誤 表

正誤表

規 則

奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第30号

奈良市職員互助会規則の一部を改正する規則

奈良市職員互助会規則（昭和40年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「の各号」を削り、同条第3項中「若しくは」を「又は」に、「その」を「、その」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしている会員については、その育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る会費を免除する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市職員互助会規則第30条第4項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(令和3年7月29日掲示済)

奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則及び奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第31号

奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則及び奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

(奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成14年奈良市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条並びに別記第1号様式及び第2号様式中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「第17条第4項」を「第17条第8項」に、「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に改める。

(奈良市保健所長事務委任規則の一部改正)

第2条 奈良市保健所長事務委任規則（平成14年奈良市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号ウ中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に改め、同号キ中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同号ケ中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同号サ中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同号シ中「第14条第14項」を「第14条第16項」に改め、同号テ中「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に改め、同号ニ中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同号ノ中「第5項」を「第6項」に改め、同号マ中「広告の中止」を「違反広告の中止、再発防止のために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示」に改め、同号ヤ中「第1条の4」を「第2条の2」に改め、同号ユ中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同号ヨ中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同号ラ中「第1条の6第3項及び第1条の7」を「第2条の4第3項及び第2条の5」に改め、同号リ中「第1条の8」を「第2条の6」に改め、同号ル中「第2条」を「第2条の13」に改め、同号シ中「県知事への通知」を「通知の受理」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に第1条による改正前の奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則別記第1号様式及び第2号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調

整をして使用することができる。

(令和3年7月29日掲示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第32号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記第20号様式（その1）を次のように改める。

第20号様式

(その1)

(表面)

介護保険負担限度額認定申請書

(宛先) 奈良市長

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

年 月 日

フリガナ			被保険者番号			
被保険者氏名			個人番号			
性別	男 ・ 女		生年月日	年 月 日		
住所	〒		電話番号			
入所(院)した介護保険施設の所在地及び名称(※)	〒		電話番号			
入所(院)年月日(※)	年 月 日		(※)介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。			

配偶者の有無	有 ・ 無		左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」は、記入不要です。			
配偶者に関する事項	フリガナ			個人番号		
	氏名			生年月日	年 月 日	
	住所	〒		電話番号		
	本年1月1日現在の住所現住所と異なる場合)	〒		電話番号		
課税状況	市町村民税		課税 ・ 非課税			

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	①生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	受給している全ての年金の保険者を○で囲んでください 日本年金機構 地方公務員共済 国家公務員共済 私学共済
	<input type="checkbox"/>	②市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額とその他の合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。(受給している年金を○で囲んでください) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。	
	<input type="checkbox"/>	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額とその他の合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額80万円を超え、120万円以下です。(受給している年金を○で囲んでください)	
	<input type="checkbox"/>	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額とその他の合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。(受給している年金を○で囲んでください)	

預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が①の方は1000万円(夫婦は2000万円)、②の方は650万円(同1650万円)、③の方は550万円(同1550万円)、④の方は500万円(同1500万円)以下です。 ※第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、①～④の方は1000万円(夫婦は2000万円)以下です。				
		預貯金額	円	有価証券(評価概算額)	円	その他(現金・負債を含む)

申請者が被保険者本人の場合には、下記は記入不要です。

申請者氏名	電話番号(自宅・勤務先)
申請者住所	本人との関係

被保険者の住所・氏名以外に送付を希望される方は、以下に送付先を記入してください。

送付先住所・氏名

〒

- 注意事項
- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
 - 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合、その全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。
 - 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
 - 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

(裏面)

同意書

(宛先) 奈良市長

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況並びに保有する預貯金及び有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

<本人>

住所

氏名

<配偶者>

住所

氏名

※本同意書に係る個人情報の取扱いについては、奈良市個人情報保護条例の規定に基づき、上記目的以外での使用や外部提供を行うことはありません。また、収集した個人情報につきましては、適正に管理いたします。

市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	
適用年月日	
年 月 日から	
有効期限	
年 月 日まで	

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市介護保険規則別記第20号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和3年7月29日揭示済)

教 育 委 員 会

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月28日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会規則第9号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和32年奈良市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第19条中「奈良市、生駒市及び山辺郡山添村の旧東山地区」を「県下全域」に改め、同条ただし書を削る。

附則

この規則は、令和3年7月28日から施行し、この規則による改正後の学校教育法施行細則第19条の規定は、令和4年度以後において高等学校の第1学年に在学することとなる者に係る通学区域に適用する。

(令和3年7月28日揭示済)

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月28日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会規則第10号

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則(平成25年奈良市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「一条高等学校授業料納入通知書(別記第2号様式)」の次に「、入学考査料については一条高等学校入学考査料納入通知書(別記第3号様式)又は現金」を加える。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式(第2条関係)

(表面)

<p>一条高等学校 入学考査料納付証明書 (年度入学願書 貼付用)</p> <p>出身中学校名又は在学中中学校名 志願者 氏名 * 学年 * 学年 * 学期 * 備考 * 備考 * 入学考査料 金額 円</p> <p>納付日付印</p>		<p>(注1) *印の志願者「出身中学校名又は在学中中学校名」・「ふりがな」・「氏名」・「志願者氏名」・「保護者氏名」の判り箇所は必ずご記入ください。 (注2) 納期限 年 月 日までに、切り離さず下記の金融機関に提出し納付してください。 (注3) 「一条高等学校入学考査料納付証明書(年度入学願書 貼付用)」をハサミで切り取り、入学願書の所定の位置に貼り付けてください。 (注4) 一度納付された入学考査料は、原則返付しません。 (注5) 印刷している文字や金額を訂正した納付書は受付できません。</p> <p>納付取扱金融機関一覧</p> <p>連絡先</p>		<p>納期限: 年 月 日</p>	
<p>一条高等学校 入学考査料納入通知書・領収書</p> <p>志願者氏名 * 様 保護者氏名 * 様 年度 学期 備考 日 備考 細部 円</p> <p>上記のとおり 年 月 日までに納めてください。 奈良市長 納付日付印 年 月 日 上記のとおり領収しました。 奈良市会計管理者 (納入者用)</p>		<p>一条高等学校 入学考査料納入書</p> <p>志願者氏名 * 様 保護者氏名 * 様 年度 学期 備考 日 備考 細部 円</p> <p>上記のとおり 年 月 日までに納めてください。 納付日付印 上記のとおり収納しました。 奈良市会計管理者 (金融機関用)</p>		<p>一条高等学校 入学考査料領収済通知書</p> <p>志願者氏名 * 様 保護者氏名 * 様 年度 学期 備考 日 備考 細部 円</p> <p>上記のとおり 年 月 日までに納めてください。 納付日付印 上記のとおり収納しました。 奈良市会計管理者 (奈良市保管)</p>	

(裏面)

<p>のりしろ</p> <p>のりしろ</p>		<p>のりしろ</p> <p>のりしろ</p>	
<p>この納入通知書・領収書は、本人の控えです。</p> <p>納付取扱金融機関一覧</p> <p>連絡先 〒630-8001 奈良市法華寺町1351番地 奈良市立一条高等学校 事務局 電話 0742-33-7075</p>		<p>この納入通知書・領収書は、本人の控えです。</p> <p>納付取扱金融機関一覧</p> <p>連絡先 〒630-8001 奈良市法華寺町1351番地 奈良市立一条高等学校 事務局 電話 0742-33-7075</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 3 年 7 月 28 日揭示済)

議

会

奈良市議会規程第 2 号

奈良市議会議員のき章はい用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 7 月 30 日

奈良市議会議長 三 浦 教 次

奈良市議会議員のき章はい用規程の一部を改正する規程

奈良市議会議員のき章はい用規程（昭和 38 年奈良市議会規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

別図裏を次のように改める。

裏



直径 14 ミリメートル

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 31 日から施行する。

(令和 3 年 7 月 30 日揭示済)

正

誤

表

令和 3 年 8 月 16 日付け奈良市公報第 54 号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第 21 号に掲載	令和 4 年奈良市公報号外第 10 号に掲載